（法第二十九条の二に関する事項）

第十七条の六　法第二十九条の二の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

一　無料の職業紹介事業を廃止した年月日

二　無料の職業紹介事業を廃止した理由

（法第二十九条の四に関する事項）

第十七条の七　法第二十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。第二十四条の五第一項において同じ。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とする。

2　法第二十九条の四の規定による明示は、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項（以下この項及び次項並びに第二十四条の五において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一　書面の交付の方法

二　電子情報処理組織（書面交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項並びに第二十四条の五第三項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

3　前項第二号の方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなす。

（法第二十九条の五に関する事項）

第十七条の八　法第二十九条の五の厚生労働省令で定めるものは、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの（当該求職者の法第四条第十項に規定する個人情報その他求職者の家族の状況等法第二十九条の五の規定に基づき提供する情報として適切でないと認められるものを除く。）とする。

2　法第二十九条の五の厚生労働省令で定める方法は、書面の提出による提供とする。

3　公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱うことができないおそれがあると認めるときは、当該特定地方公共団体に対し、法第二十九条の五の規定による情報の提供を停止することができる。

第十八条第二項中「法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関（以下「取次機関」という。）」を「取次機関」に改める。

第二十四条の五第一項中「（職業紹介に係るものに限る。）」を削り、同条第二項中「次の」を「第十七条の七第二項各号に掲げる」に、「当該明示すべき事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）」を「当該明示事項」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「前項第二号」を「第二十五条の二第六項中「（職業紹介に係るものに限る。）」を削る。

第二十五条の四を削る。

第二十六条（見出しを含む。）中「第三十三条の七」を「第三十三条の六」に改める。

第三十三条中「、労働者の募集又は」を「を行う者（法第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）又は労働者の募集若しくは」に改める。

第三十七条第一項第二号、第三号及び第四号中「、法第三十三条の三第二項及び法第三十三条の四第二項」を「及び法第三十三条の三第二項」に改め、同項第七号中「第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係る」を「法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係る」に、「、第三十三条の二第一項」を「、同項」に改める。

第三十八条中第二項を第三項とし、第一項中「、法第三十三条の三第二項又は法第三十三条の四第二項」を「又は法第三十三条の三第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第二十九条第二項の規定並びに第十七条の五第一項及び第二項並びに第十七条の六の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、特定地方公共団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出するものとする。ただし、第十七条の五第二項の規定により厚生労働大臣に提出する書類のうち、同条第一項第一号に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

様式第一号の三を削る。

様式第二号（表面）中「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」を削る。

様式第二号（裏面）記載要領1中「、「特別の法人無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」」を「及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」」に、「、「無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」」を「及び「無料職業紹介事業計画書」」に改め、「④地方公共団体が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。」を削り、同記載要領3中「・地方公共団体無料」を削り、同記載要領4中「法第33条第4項、法第33条の3第2項及び法第33条の4第2項」を「同法第33条第4項及び第33条の3第2項」に改め、同記載要領6中「4欄」を「5欄」に改める。

様式第三号（裏面）記載要領7中「第4号」を「第3号」に改める。

様式第五号「取扱業務の範囲」を「取扱職種の範囲等」に改める。

様式第六号（第1面）中「無料・地方公共団体無料」を「無料」に、「特別の法人・地方公共団体」を「特別の法人」に改め、「・第33条の4第2項において準用する」及び「9．職業安定法第33条の4第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。」を削る。

様式第六号（第3面）記載要領1中「無料地方公共団体無料」を「無料」に改め、同記載要領1から3まで中「特別の法人・地方公共団体」を「特別の法人」に、「無料・地方公共団体無料」を「無料」に改める。